

# 第11回柳川市景観審議会 会議録



福岡県柳川市  
建設部都市計画課

## 会 議 録

会議名称	第11回柳川市景観審議会
日 時	令和3年9月30日(木) 14時00分～15時30分
会 場	柳川市役所柳川庁舎 3階 第1会議室(リモート開催)
出席者	<p>【委員】柴田委員、田上委員、大森委員、山口委員、山田委員、島田委員、佐々木委員、中村委員(8名)</p> <p>【事務局】建設部長 松永、都市計画課長 目野、 都市計画課長補佐 古賀、都市計画係長 梅崎 都市計画係 田中、川嶋、松永 株式会社 都市環境研究所 手島</p>
欠席者	【委員】田中委員、吉原委員、鐘ヶ江委員、松村委員(4名)
傍聴者	0名
議題等	<p>1 開会</p> <p>2 会長あいさつ</p> <p>3 委員紹介 . . . 資料1</p> <p>4 議事</p> <p>議案第1号 柳川市景観計画の見直しについて . . . 資料2、3</p> <p>(1) エリア・地区の見直し及び届出対象の見直し</p> <p>(2) 景観形成基準の見直し</p> <p>議案第2号 柳川市景観アドバイザー会議について . . . 資料2、3</p> <p>5 その他</p> <p>・今後のスケジュールについて . . . 資料3</p> <p>6 閉会</p>
会議資料	<p>資料1 柳川市景観審議会委員名簿</p> <p>資料2 柳川市景観計画改定案新旧対照資料(一部抜粋)</p> <p>資料3 柳川市景観計画改定案説明資料</p> <p>参考資料 柳川市景観計画改定案(冊子)</p>

発言者	発言内容
事務局	<p>みなさん、こんにちは。 委員の皆様方には、ご多用の中、ご出席いただきましてありがとうございます。ご案内の時間となりましたので、ただ今から、第11回柳川市景観審議会を開催させていただきます。</p> <p>私は、本日の進行役を務めます、柳川市役所建設部都市計画課の目野と申します。どうぞ、よろしくお願いいたします。</p> <p>続きまして、事前にお送りしている資料の確認をさせていただきます。</p> <p style="text-align: center;"><b>【資料説明】</b></p>
事務局	<p>資料は以上になります。なお、資料については画面にて共有させていただきます。それでは、早速、次第に沿って進めさせていただきます。</p> <p>次第の2「会長あいさつ」です。</p> <p>福岡大学工学部教授の柴田様、ご挨拶をお願い致します。</p>
柴田会長	<p>委員の皆様お忙しい中ご出席いただき、誠にありがとうございます。ようやく通常の生活が戻ってきそうな昨今ではありますが、コロナ収束後にこれまで移動の自粛を行っていた多くの方々が、観光旅行を行うということが考えられます。また、オンラインを活用した働き方が広まったことにより、職場の近くではなく、環境の良いところに住みながら仕事をする人たちも増えてくることが考えられます。その際に柳川市が選ばれるまちになるために景観は非常に大事な要素ではないかと思っています。</p> <p>本日も忌憚のないご意見を賜りたいと思っております。以上で簡単ですがご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、次第の3「委員の紹介」に移らせていただきます。</p> <p>前回から1名委員の変更がありますので、紹介をさせていただきます。</p> <p>柳川市副市長の中村 智弘（なかむら ともひろ）でございます。</p> <p style="text-align: center;"><b>【副市長あいさつ】</b></p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>以上で委員の紹介を終わらせていただきます。</p> <p>続きまして、事務局職員も1名変更がございますので紹介いたします。</p> <p>都市計画課長補佐の古賀でございます。</p> <p>また、今回、後の議題に関する委託業務を行っている株式会社都市環境研究所九州事務所様に参加いただいております。</p> <p>本日は、委員12名中、8名の委員にご出席いただいておりますので、定数であります「委員の半分以上」の出席に達しておりますことをご報告いたします。</p>

また、このような委員会につきましては、柳川市情報公開条例に基づきまして、公開していくこととなります。公開につきましては、市のホームページ等で会議の内容を公開することを予定しております。

また、発言者の指名につきましては、議事録に表記させていただきたいと考えておりますので、発言される際には名前を述べられてから発言するようお願い申し上げます。

議事録につきましては、作成後、各委員の皆様には発言内容等の確認をさせていただきまして、了承をいただいたのちに公表してまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、施行規則において、審議会の会議は会長が議長となりますので、これからの進行につきましては、柴田会長にお願いいたします。

柴田会長

はい、承りました。

それでは、議事に入りたいと思います。

まず、議案第1号 景観計画の見直しについてのうち、(1) エリア・地区の見直しについての説明を事務局よりお願いします。

**【事務局から説明】**

柴田会長

はい、ありがとうございました。

ただいまの説明についてご意見ご質問いかがでしょうか。

島田委員お願いします。

島田委員

旧城下町地区の範囲の見直しということで、範囲が変わるのは三柱神社と白秋詩碑苑周辺ということだが、白秋詩碑苑周辺にはどのあたりまで含まれるのか教えていただきたい。

事務局

資料3を見ていただくとわかりやすいかと思いますが、赤線で囲まれていて現在色が塗られていない範囲を旧城下町地区に追加するという事です。水郷柳河の指定範囲と合わせますので、白秋詩碑苑周りの水路、南側の水路まで含んでおります。

島田委員

詩碑苑北側の六騎神社や東側の水路も含まれるのか。

事務局

含まれます。

島田委員

ありがとうございます。

柴田会長

そのほか、いかがでしょうか。

それでは次の議題に進めさせていただきます。

もし、何か意見がありましたら戻っていただいても結構です。

議案第1号 景観計画の見直しについてのうち、(2) 景観形成基準の見直し

についての説明を事務局よりお願いします。

**【事務局から説明】**

- 柴田会長 はい、ありがとうございます。  
これまで何度も検討して確認してきた内容となっています。これまでは内規に記載していたような内容もしっかりと周知していこうという趣旨です。  
それと、私からのリクエストですが、まだ景観形成基準についての認識が十分に広まっていないのではないかと感じておりますので、今回の改正をきっかけに基準に対する周知を徹底していただければと思っています。  
皆様、異議ございませんでしょうか。  
はい、大森委員お願いします。
- 大森委員 アクセントカラーの使用を10m以下に制限するのはとても良いと思います。ただ、見付面積の5%までは認めるということだが、柳川市内にはそれほど高層の建物はないにしても、高層の建物でも低層の建物でも5%となると高層の建物の場合かなり大きくなるのではないかと考えています。  
高層の建物で5%とはいえ、1階部分のほとんどの面積を占めるようなことが起きないでしょうか。
- 事務局 現在の柳川市内の現況のなかでいくと懸念されるような規模の建物はないのではないかと判断をしております。
- 大森委員 わかりました。  
絵を描かれているのが4階建ての建物なので、これが10階や15階になった際に、1階部分の大部分を占めてしまうのではないかと考えたものですから、また、そのような場合にはご検討いただけたらと思います。
- 事務局 はい、ありがとうございます。
- 柴田会長 確認ですけど、先ほど大森委員がご指摘いただいた大規模な建造物の場合、届出は当然必要で、アクセントカラーが目立つ場合は景観アドバイザー会議において協議を行うというプロセスになるという理解でよろしいでしょうか。
- 事務局 はい、大規模なものはアドバイザー会議に諮る案件になりますので、そのような流れでご意見等いただきたいと考えております。
- 柴田会長 そのほか、いかがでしょうか。  
はい、山口委員お願いします。
- 山口委員 色彩について一点だけ確認させてください。  
改正内容は以前の計画より具体的になっており、紫色についても彩度を落としたものであれば認めるという変更になりましたし、より詳細に明示されて

	<p>いるという点においては、とても良い方向に変わっていると感想を持ちました。</p> <p>これだけ確認したいのですが、田園エリアの公共交通軸地区における色彩基準の彩度が、いままでの許容が彩度4までだったものが彩度6までに変更されておりますが、どうしてこのような変更を行ったのかの説明をもう一度していただいてもよろしいですか。</p> <p>通常の田園エリアであれば彩度が高いものを低くするということが一般的ですが彩度6というのは結構鮮やかな色になるので、その理由を教えていただければと思います。</p>
事務局	<p>他都市の事例も参考にいたしまして、都市的なエリアと自然的なエリアの色彩基準を比較したところ、彩度に2の差を設けている事例が多くありましたのでそれを参考に、元の基準より彩度を2上げています。</p> <p>今までの田園エリアを引き継ぐ田園集落・社寺林地区については今までの基準と変更ありません。</p>
柴田会長	<p>補足しますと、田園エリアはもともと厳しい色彩基準の地区なんですけど、その中でも公共交通軸地区だけは、実態に合わせて彩度6まで認めようという改正になっています。</p> <p>ロードサイドのお店などは田園エリアの色彩基準が守られていないので、実態に合わせて守りやすい基準に設定しているということです。</p> <p>今回の改正を機にしっかりと基準を守っていただくというのが大事なポイントになります。</p>
山口委員	<p>はい、わかりました。</p> <p>資料でも田園エリアの中に異なる景観がミックスしているというのも分かるので、色を分けることにより認識を分けるということで今回の改正を行うということは理解できました。</p> <p>ありがとうございます。</p>
柴田会長	<p>公共交通軸地区の範囲についてはどこに記載していますか。</p>
事務局	<p>資料3の6ページに記載しております。</p>
柴田会長	<p>ここに記載されている道路端から50mの範囲以外は、田園エリアの今まで通りの厳しい規制という理解でよろしいですか。</p>
事務局	<p>はい。</p>
柴田会長	<p>そのほか、いかがでしょうか。</p> <p>はい、佐々木委員お願いします。</p>
佐々木委員	<p>先ほど、大森委員からご指摘のありましたアクセントカラーの件ですが、城堀周辺地区にすでに10階建て以上の建物が建っているんですね。</p>

	<p>5%となると結構な面積になると思うんですが、先ほどの事務局の説明ではそれほどの大規模な建物はないという説明だったので、少し危惧をしているところです。</p> <p>アドバイザー会議での指摘など抑止力が働くこともあると思いますが、ある程度そのような事態を想定して計画に謳いこんでいたほうが良いのではないかと思ったのですが。</p>
事務局	<p>川下りコースのスタート付近のマンションのことをご指摘いただいていると認識しております。当該建物は旧城下町地区に位置しており、城堀周辺地区からは外れたものになりますが、そういったものも含めて今後アドバイザー会議のなかでより質の高いものとなるようにご助言いただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。</p>
佐々木委員	<p>議論をしている時はよいが隅町だけではなく、藤吉地区にも大規模な開発ができる可能性がある土地があるわけですから、今回の改正での盛り込みは無理かもしれませんが、しっかりと事前に対応できるようにしておいたほうが良いと思います。できたあとに修正の必要がありますねとならないようお願いしたいと思います。</p>
事務局	<p>ご指摘ありがとうございます。</p>
柴田会長	<p>確認ですが、アクセントカラーの許容は改定案の何ページに記載していますか。</p>
事務局	<p>資料2の8ページをご覧ください。色彩基準のマンセル値の表の下に朱書きで記載させていただいております。</p>
柴田会長	<p>ありえるケースなのでこの表現で大丈夫かどうか、ご指摘いただいたケースの場合このような規制で良いのかどうか事務局のほうでもう一度検討していただいて、最終の文言をご提示いただけますか。</p>
事務局	<p>文言を再度検討させていただきたいと思います。</p>
柴田会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>そのほか、いかがでしょうか。</p> <p>では、議案第2号 柳川市景観アドバイザー会議についての説明を事務局よりお願いします。</p>
	<p><b>【事務局から説明】</b></p>
柴田会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>今回の改正の目玉になると思います。</p> <p>行為の届出のフロー図に景観アドバイザーが明示されているのは、非常に先</p>

	<p>進的であり、柳川市の景観に対する本気度が示されていると個人的には思っています。</p> <p>ただいまの説明の内容について、委員の皆様、質問、ご意見いかがでしょうか。</p> <p>はい、佐々木委員お願いします。</p>
佐々木委員	<p>景観アドバイザーに事前相談という話ですが、事前相談を行わない方や、すでになされてしまった行為に対する景観アドバイザーの役割はどうなんでしょうか。</p>
事務局	<p>今回のアドバイザー会議の位置づけとしては事前相談を前提としたものになってまいります。ご指摘いただいた内容になりますと、景観審議会に進むような流れになるかと思えます。なので、アドバイザー制度の周知、情報発信が重要になってくると思っております。</p>
佐々木委員	<p>柴田会長からご指摘があったように、なかなか景観計画の内容の周知が徹底されておられません。ただ、すべての市民や事業者に理解をいただくというのは難しい部分があります。</p> <p>現実として景観計画を守っていない行為が見られるわけですから、そういう場合の改善指導や、やむを得ず木竹を伐採する場合の植え替えをお願いするのは誰がするのか、権限を持って行えるのかなど、そのあたりが景観が損なわれていくことを抑止することにつながると思えます。</p> <p>ある業界団体の建物で川下りコースの掘割沿いに10m以上の倉庫があり、木竹が茂っていたので建物の威圧感がなかったのですが今年に入り木竹がなくなりました。個人宅程度の規模なら良いのですが、規模の大きな建物や半公共団体のようなところがそのような行為をすると景観計画自体が台無しになってしまうので、そのあたりのシステムが大事なのではないかと思っています。</p>
事務局	<p>まずは、所管である都市計画課職員が目を見せながらやっていきたいと思えます。</p>
佐々木委員	<p>景観アドバイザーに対してなされてしまった行為に対する役割は盛り込めないのでしょうか。</p>
柴田会長	<p>それは難しいですね。事前にアドバイザーが助言を行い、それをすり抜けて違反をされた場合には、届出フローに基づき審議会において審査を行い、指導、勧告、変更命令を行い、それでも改善しない場合には公表、罰則。これにより対応していくしかないと思えます。</p> <p>全国でアドバイザー会議に参加していますが違反行為に対してアドバイザーが何らかの権限を持っている景観行政はまだないです。</p> <p>柳川オリジナルで何か考えるというのはあるかもしれませんが、するとしても今後で、少し時間がある検討かと思えます。</p>

	<p>そのほか、いかがでしょうか。 田上委員どうぞ。</p>
田上委員	<p>細かいところなんですけど、届出フローの景観アドバイザーについて助言、アドバイスをを行うとありますが、助言とアドバイスは同じ意味だと思います。どちらかで良いのではないかと思います。</p> <p>もう一つは事前協議の時期について計画や設計が変更可能な時期という文言は大変結構だと思います。実状としてはしっかりと設計が完了した段階で持ってこられてもなかなか助言が有効でない場合もありますし、初期のぼやとした段階で来られても有効な助言ができないということがありますので、この文言は結構だと思います。しかし、「変更可能」という言葉が設計者にとっては変えることが前提となっている強い表現のような気がしますので、例えば改善や修正といった文言を可能であれば併記していただければと思います。</p>
柴田会長	<p>具体的にどのような文言が良いですか。</p>
田上委員	<p>「建築物等の計画や設計が修正・改善・変更が可能」とかそういった言葉でしょうか。変更だけだと変えることが前提になっていて、何となくアドバイスの範囲としては表現が強いような気がします。ご検討いただければと思います。</p>
事務局	<p>表現について検討させていただき、またご意見を伺いたいと思います。</p>
柴田会長	<p>そのほか、いかがでしょうか。 山口委員どうぞ。</p>
山口委員	<p>大規模建築物はアドバイザー会議の申請の対象になるとと思いますが、例えば面積の基準などがあり、個人宅などは対象にならないですね。</p> <p>きめ細かにまちなみを整えたいと思った場合は低層住宅であれ、なるべく案件としてあがってきたほうが良いのではないかなと思うんですが、限定的な申請になるということでしょうか。</p> <p>事前の相談のところで市民から景観計画の対象になるのか相談があった場合に、対象ではないと返すのか、受け入れをするのかという問題になってくると思います。</p> <p>できれば間口が広いに越したことはないのではないかと感じておりますので、どう対応されるか教えていただければと思います。</p>
事務局	<p>アドバイザー会議の要件としては、高さ10m以上又は延床面積500㎡以上の大規模建築物、城堀周辺地区における非住居系建築物、その他場所や規模に応じて影響が大きいものの3つの要件を設けており、要件の内容についてはホームページで公開しております。</p> <p>また、窓口でアドバイザー会議にかける必要があるのかとご相談いただいた場合はなるべく間口を広く運用していきたいと考えております。3つの要件</p>

	<p>以外の案件についても相談者がアドバイザー会議を活用したいという場合には規模や地区に関係なく会議にかけさせていただきたいと考えております。</p>
山口委員	<p>ありがとうございます。 間口を広くし、市民との関りが増えていくことについてはいいことだと思います。</p>
柴田会長	<p>そのほか、いかがでしょうか。 佐々木委員どうぞ。</p>
佐々木委員	<p>建物を建築する場合には建築確認申請が必要ですが、その段階で景観計画との整合はチェック要件に入っていますか。</p>
事務局	<p>建築確認申請では、用途地域の確認と景観計画がありますという確認までで詳細な形成基準までの確認はないです。</p>
佐々木委員	<p>建築確認申請があった案件については担当課のほうに情報が入るという理解で良いですか。</p>
事務局	<p>民間申請をされる場合は市に情報が入ってきませんが、市を通す場合には都市計画課でチェックができます。</p>
佐々木委員	<p>法律上届け出や申請が必要なタイミングが色々あると思いますが、その時に柳川市には景観条例がありますよということを規模の大小を問わずにチェックしていく仕組みができると条例からかけ離れた行為が少なくなるんじゃないかと思うんですが。</p>
事務局	<p>さきほどの民間申請についての補足ですが、民間申請の窓口でチェックされるタイミングで柳川市には景観条例がありますということで、届出が必要な案件については確認が行われていると思っております。民間申請を受け付けている企業に対しては、毎年、景観条例に関する案内、周知を行っております。</p>
佐々木委員	<p>きめ細やかな対応をお願いします。</p>
柴田会長	<p>そのほか、いかがでしょうか。</p> <p>それでは、ここまででアクセントカラーの文言と行為届出フローの事前協議の箇所について修正をいただいて、それ以外の部分については原案について委員の皆様のご承認をいただいたということによろしいでしょうか。</p> <p>【一同 了承】</p> <p>ありがとうございます。</p>

修正を行う2点につきましては会長である私のほうで、しっかり確認させていただき、一任ということによろしいでしょうか。

【一同 了承】

はい、ありがとうございます。  
続きまして、次第の5のその他の今後のスケジュールについての説明を事務局よりお願いします。

【事務局から説明】

柴田会長 ただいまの説明の内容について、委員の皆様、質問、ご意見いかがでしょうか。

はい、大森委員お願いします。

大森委員 6月に屋外広告物条例についての作業の進捗状況が報告されるということで、屋外広告物の条例制定に向けて着手されたということは非常に良いと思います。

ぜひ早めにしていただきたいなと思っています。

アドバイザー会議でも今の福岡県の条例では収まっているけど、色の問題や大きさでどうしても柳川には合わないなという問題もありますので、急がないと田園地区に大きな看板が立ったり、屋外広告物に関してはものすごい状況になってきていますので、ぜひ急いでいただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

事務局 来年度行う予定でした調査を前倒しで行っていかうと考えていますので、できるだけ早めの制定を目指したいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

柴田会長 佐々木委員どうぞ。

佐々木委員 私も屋外広告物条例のことが聞きたかったので、急いでいただくということで期待しております。

柴田会長 私もぜひお願ひしたいと思っています。  
そのほか、いかがでしょうか。

はい、それでは議題は以上になりますので、進行を事務局にお返しします。

事務局 はい、柴田会長ありがとうございました。  
委員の皆様におかれましては、長時間にわたりご審議いただきまして、ありがとうございました。  
なお、最後になりますが、今回参考資料として、現時点の景観計画改定案の冊子を配布しております。本日は前回会議でも説明した現行計画の問題点を

中心に改定案の内容を説明いたしましたが、その他にも文言や図の時点修正を行う予定です。内容について、何かお気づきの点などございましたら、10月15日を目途に都市計画課までご連絡いただければと思います。

それでは、以上を持ちまして、第11回柳川市景観審議会を終わらせていただきたいと思ひます。

本日は誠にありがとうございました。